

桃太郎のまち健康推進応援団事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、健康づくりに関する施策の推進に関し、積極的に関与・協力する企業及び各種団体等を、桃太郎のまち健康推進応援団（以下「健康推進応援団」という。）として登録し、市と連携して活動することを通じ、市全体の健康づくりに関する機運を高めるとともに、市民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

(健康推進応援団の登録)

第2条 市内に活動拠点を有し、かつ、市の実施する健康寿命延伸に関する各種施策の推進に関し積極的に関与・協力する法人のうち、本市の健康寿命延伸の推進に寄与すると認められる者は、健康推進応援団として登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、様式第1号に定める申請書を市長に提出するものとする。

(登録の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、健康推進応援団として登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知するとともに様式第2号に定める登録証を交付しなければならない。

(登録の拒否)

第4条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を拒否するものとする。

(1) 法人の活動内容が、法令及び公序良俗に反するものであるとき

(2) 宗教活動又は特定の政治活動を目的とした団体であるとき

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)、暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体であるとき

(4) 健康推進応援団としての活動(予定を含む。)内容が次のいずれかに該当するとき

ア 自らの利益誘導のみを目的とした活動内容である場合

イ 特定保健用食品、機能性表示食品又は栄養機能食品ではない飲食物を、健康の維持及び増進等に役立つ旨の表記をしたうえで提供する場合

ウ 特定の治療法のみを勧奨するなど偏った情報提供を行う場合

エ 本事業の目的に照らし、活動内容が不適當であると判断した場合

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、様式第3号により申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第5条 第3条第1項に定める登録を受けた法人（以下「登録企業等」という。）は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なくその旨を岡山市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第6条 登録企業等は、活動を継続できなくなったときは、様式第4号に定める辞退届を市長に届け出ることにより、登録を辞退することができる。

(取組の紹介及び周知)

第7条 市は、登録企業等を本市のホームページ等に掲載し、健康推進応援団について広く周知に努めるものとする。

(市からの情報提供)

第8条 市は、健康推進応援団の円滑な活動に資するため、登録企業等に対し、健康寿命延伸施策等に関する情報を提供するものとする。

(登録企業等の責務)

第9条 登録企業等は、市の実施する健康寿命延伸に関する各種施策の推進に関し、積極的に関与・協力するとともに、自社の顧客又は従業員等、関係者を通じた健康づくりに関する機運の醸成に取り組むものとする。

2 登録企業等は、様式第5号により、毎年2月末日までにその翌年度の活動予定等を市長に報告しなければならない。

(健康推進応援団であることの表示)

第10条 登録企業等は、次の各号に該当する場合を除き、自社のホームページ又は広告等に健康推進応援団である旨を表示することができる。

- (1) 提供する商品やサービスの品質を担保又は証明するものとして使用する場合
- (2) 募金活動と結びつけて使用する場合
- (3) 法令及び公序良俗に反する場合
- (4) 表示の方法等が本事業の趣旨に反する場合

2 前項の規定により、健康推進応援団である旨を表示しようとする登録企業等は、表示内容について、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(登録の取消等)

第11条 市長は、登録企業等が第4条第1項に定める登録拒否事由に該当することが明らかになったときは、第3条第1項の登録を取り消すことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の登録を抹消するものとする。

- (1) 第6条の辞退届を受理したとき
 - (2) 第9条第2項に定める活動予定等の報告がない場合
 - (3) 健康推進応援団としての活動実績が2年間なく、かつ、継続の意思が確認できない場合
- 3 市長は、前各項の規定により第3条第1項の登録を取消又は抹消したときは、当該登録企業等に対し、様式第6号によりその旨を通知するものとする。
- 4 企業等は、前項に定める登録の取消又は抹消の通知を受けたときは、速やかに市長に第3条第2項に定める登録証を返還するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

桃太郎のまち健康推進応援団 登録申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名

㊟

桃太郎のまち健康推進応援団事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条の規定により、次のとおり登録を申請します。

なお、申請にあたっては、要綱第4条第1項各号に該当しません。

事業所等の名称	
所在地	〒 - 岡山市
活動（予定）の内容等	事業所内（従業員・扶養家族など）に向けた取組
	事業所外（市と連携して市民など）に向けた取組
	活動地域 市内全域 ・ （ ）区 その他（ ）
岡山市ホームページへの掲載希望	希望する ・ 希望しない
連絡先	担当部署名 (電話 -)
	担当者名
	電子メールアドレス

「健康市民おかやま21」推進宣言団体への登録について

上記の内容で、「健康市民おかやま21」推進宣言団体への登録を

希望します

希望しません

※いずれかにをお願いします。

※上記以外に、健康づくりに関する事業についてのご提案・アイデア等ございましたら、自由にご記載ください。

※法人の事業内容のみをもって応援団の活動内容とすることはできません。

桃太郎のまち健康推進応援団

登 録 証

登 録 番 号 第 号

企 業 等 の 名 称

所 在 地

代 表 者 名

桃太郎のまち健康推進応援団として登録していることを証します。

年 月 日

岡 山 市 長

桃太郎のまち健康推進応援団
登録拒否通知書

年 月 日

様

岡 山 市 長

桃太郎のまち健康推進応援団事業実施要綱第4条第2項の規定により、登録できませんので通知します。

- 1 企業等の名称
- 2 所在地
- 3 代表者名
- 4 登録できない理由

桃太郎のまち健康推進応援団
登録辞退届

年 月 日

岡 山 市 長 様

届出者 所在地
名 称
代表者名 ⑩
(登録番号)

桃太郎のまち健康推進応援団事業実施要綱第6条の規定により、登録を辞退します。

桃太郎のまち健康推進応援団
活動予定等報告書

年 月 日

岡 山 市 長 様

報告者 所在地
名 称
代表者名 ㊟

桃太郎のまち健康推進応援団事業実施要綱第9条第2項の規定により、 年度の活動予定を次のとおり報告します。

活動（予定）の内容等	具体的な活動内容	事業所内（従業員・扶養家族など）に向けた取組
		事業所外（市と連携して市民など）に向けた取組
	活動地域	市内全域 ・ （ ）区 その他（ ）
登録事項の変更※		
連絡先	担当部署名	（電話 — ）
	担当者名	
	電子メールアドレス	

※1 「登録事項の変更」欄には、事業所の名称、所在地、代表者氏名等の変更がある場合に記入してください。

※2 この報告書は、2月末日までにご提出ください。期限までに提出されない場合、桃太郎のまち健康推進応援団としての登録を抹消する場合があります。

桃太郎のまち健康推進応援団
登録（取消・抹消）通知書

年 月 日

様

岡 山 市 長

桃太郎のまち健康推進応援団事業実施要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり登録を（ 取消 ・ 抹消 ）しましたので通知します。

記

- 1 登 録 番 号
- 2 企業等の名称
- 3 所 在 地
- 4 代 表 者 名
- 5 取消・抹消の理由